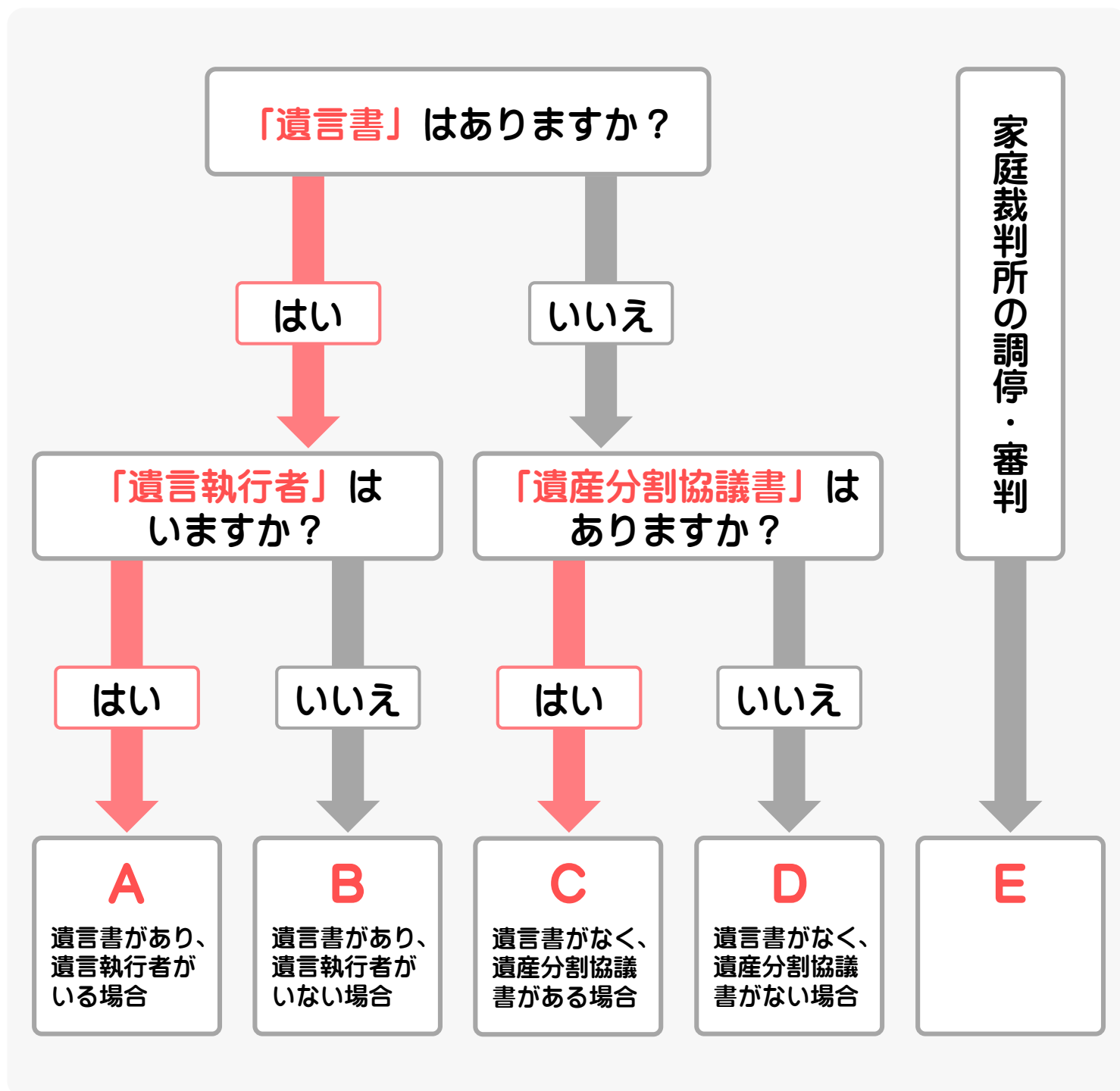


相続方法による必要書類のご案内

ご用意いただく書類についてご案内いたします。

お客様の相続方法により手続き方法や必要書類は異なります。

下図を参考に、該当するA～Eをお選びいただき、必要書類をご確認ください。



該当するA～Eに記載の必要書類に併せて、【全ての相続方法で必要となる書類等】のご用意もお願いいたします。

必要書類は原本をご提出ください。

原本の返却を希望される場合はお申し出ください。写しを取らせていただき原本をご返却いたします。

※相続人の負担軽減のためにも被相続人の戸籍謄本にかえて、法務局が交付する「法廷相続情報一覧図」の作成をお勧めします。作成にあたっては、所管の法務局へお問い合わせください。

A 【遺言書があり、遺言執行者がいる場合】

- ・遺言書※自筆遺言の場合、検認済証明書または検認調書謄本
- ・被相続人の戸籍謄本（死亡がわかるもの）
- ・受益相続人の戸籍謄本
- ・遺言執行者の印鑑証明書（発行日から6ヶ月以内のもの）
※公正証書遺言以外かつ遺言執行者が法律専門家（弁護士、公認会計士、司法書士、行政書士、税理士等法律の専門知識を有する者）以外の場合は、受益相続人の印鑑証明書（発行日から6ヶ月以内のもの）が必要となります。

B 【遺言書があり、遺言執行者がいない場合】

- ・遺言書※自筆遺言の場合、検認済証明書または検認調書謄本
- ・被相続人の戸籍謄本（死亡がわかるもの）
- ・受益相続人の戸籍謄本および印鑑証明書（発行日から6ヶ月以内のもの）

C 【遺言書がなく、遺産分割協議書がある場合】

- ・遺産分割協議書
- ・被相続人の戸籍謄本（出生から死亡まで連続してわかるもの）または法務局が交付する『法定相続情報一覧図』
- ・相続人全員の戸籍謄本および印鑑証明書（発行日から6ヶ月以内のもの）

D 【遺言書がなく、遺産分割協議書がない場合】

- ・被相続人の戸籍謄本（出生から死亡まで連続してわかるもの）または法務局が交付する『法定相続情報一覧図』
- ・相続人全員の戸籍謄本および印鑑証明書（発行日から6ヶ月以内のもの）

E 【家庭裁判所の調停・審判】

- ・調停証書正本または謄本
- ・審判書正本または謄本および審判確定証明書
- ・相続人の印鑑証明書（発行日から6ヶ月以内のもの）

相続放棄をされた方がいる場合

- ・相続放棄とは、相続人が一切の相続財産の引継ぎを拒否する制度で、相続放棄が認められた場合には、その相続人は初めから存在しなかったものとみなされ、相続手続きは、相続放棄をされた方を除外して行います。
- ・相続放棄は相続の開始を知ったときから原則3ヶ月以内に被相続人の住所地または相続開始地を管轄する家庭裁判所に申し立てを行い、受理されると交付される相続放棄申述受理証明書が必要となります。

相続人に未成年の方がいる場合

- ・未成年者の子と親権者が相続人として遺産分割協議を行う事は利益相反行為となり、特別代理人の選任が必要となります。この場合、家庭裁判所の審判書謄本、印鑑証明書等が必要となります。

【全ての相続方法で必要となる書類等】

- ・被相続人の通帳、証書、キャッシュカード等
- ・貸金庫のご契約がある場合、鍵・カード
- ・実印（相続人が当組合に貯金取引がある場合は、届出印）

※相続内容やお取引内容によっては、上記以外の書類も必要となる場合もございます。